(7)　入所定員が51人以上60人以下の場合	558単位
(8)　入所定員が61人以上70人以下の場合	537単位
(9)　入所定員が71人以上80人以下の場合	516単位
(10)　入所定員が81人以上90人以下の場合	498単位
(11)　入所定員が91人以上100人以下の場合	477単位
(12)　入所定員が101人以上110人以下の場合	474単位
(13)　入所定員が111人以上120人以下の場合	472単位
(14)　入所定員が121人以上130人以下の場合	469単位
(15)　入所定員が131人以上140人以下の場合	466単位
(16)　入所定員が141人以上150人以下の場合	463単位
(17)　入所定員が151人以上160人以下の場合	459単位
(18)　入所定員が161人以上170人以下の場合	455単位
(19)　入所定員が171人以上180人以下の場合	451単位
(20)　入所定員が181人以上190人以下の場合	447単位
(21)　入所定員が191人以上の場合	444単位
ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が30人以下の場合	787単位
(2)　入所定員が31人以上40人以下の場合	718単位
(3)　入所定員が41人以上50人以下の場合	682単位
(4)　入所定員が51人以上60人以下の場合	652単位
(5)　入所定員が61人以上70人以下の場合	622単位
(6)　入所定員が71人以上の場合	592単位
ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が５人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830単位
(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830単位
(3)　入所定員が10人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830単位
(4)　入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	582単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756単位
(5)　入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	540単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	959単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756単位

(7)　入所定員が51人以上60人以下の場合	532単位
(8)　入所定員が61人以上70人以下の場合	514単位
(9)　入所定員が71人以上80人以下の場合	496単位
(10)　入所定員が81人以上90人以下の場合	480単位
(11)　入所定員が91人以上100人以下の場合	461単位
(12)　入所定員が101人以上110人以下の場合	459単位
(13)　入所定員が111人以上120人以下の場合	458単位
(14)　入所定員が121人以上130人以下の場合	456単位
(15)　入所定員が131人以上140人以下の場合	454単位
(16)　入所定員が141人以上150人以下の場合	452単位
(17)　入所定員が151人以上160人以下の場合	448単位
(18)　入所定員が161人以上170人以下の場合	445単位
(19)　入所定員が171人以上180人以下の場合	441単位
(20)　入所定員が181人以上190人以下の場合	438単位
(21)　入所定員が191人以上の場合	435単位
ロ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が30人以下の場合	735単位
(2)　入所定員が31人以上40人以下の場合	678単位
(3)　入所定員が41人以上50人以下の場合	650単位
(4)　入所定員が51人以上60人以下の場合	625単位
(5)　入所定員が61人以上70人以下の場合	598単位
(6)　入所定員が71人以上の場合	571単位
ハ　主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1)　入所定員が５人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679単位
(2)　入所定員が６人以上９人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679単位
(3)　入所定員が10人の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679単位
(4)　入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679単位
(5)　入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679単位